

【相続による払渡添付書類一覧】

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。

〈必ず用意していただく書類〉

書類名		取得先
<input type="checkbox"/>	①被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本 出生から死亡までの 連続した 戸籍謄本及び除籍謄本。 ※転籍していれば転籍分も必要。	被相続人の本籍地の 市区町村役場
<input type="checkbox"/>	②被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票 住民票の除票は 本籍地記載 のもの。 ※戸籍の附票でも可。 ※住民票の除票及び戸籍の附票は保管期間経過後廃棄されている場合があります。その際は別途ご相談ください。	被相続人の最後の住所地の市区町村役場 (※戸籍の附票は被相続人の本籍地の市区町村役場)
<input type="checkbox"/>	③相続人全員の戸籍謄抄本 相続人 全員 の現在の戸籍謄本又は抄本。 ※ 被相続人の死亡日以降 に取得したもの。	各相続人の本籍地の 市区町村役場
<input type="checkbox"/>	④相続人のうち、払渡請求をする者の住民票 払渡請求する者の 本籍地記載 の住民票。 ※戸籍の附票でも可。	各相続人の住所地の市区町村役場 (※戸籍の附票は各相続人の本籍地の市区町村役場)
<input type="checkbox"/>	⑤相続人のうち、払渡請求をする者の印鑑証明書 払渡請求日の 3か月以内 に取得した印鑑証明書。 ※払渡請求書には上記印鑑証明書と 同じ実印 で押印。 ※代理人による申請をする際は、委任状に上記印鑑証明書と 同じ実印 で押印。	各相続人の住所地の 市区町村役場

◎事案により、上記の他に必要となる書類もございますので、追加でその他の書類をお願いすることもあります。請求先の供託所へ**事前にご相談ください**。

京都地方法務局 供託課 TEL：075-231-0295
FAX：075-256-2451

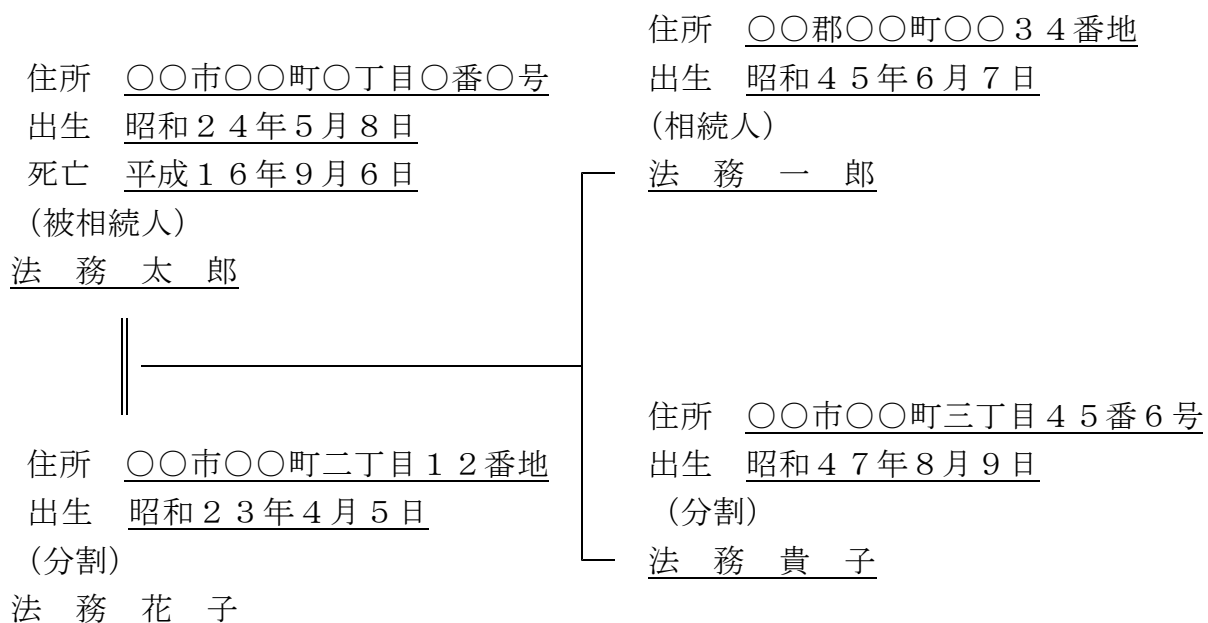
～必要となる場合がある書類～

書類名		取得先
<input type="checkbox"/>	<p>◆遺産分割協議書</p> <p>相続人間で遺産分割協議が行われた場合は、作成してください。 ※被相続人が亡くなった時点において相続人が一人の場合又は供託金の払渡請求額が法定相続分どおりの場合不要です。 ※遺産分割協議書には相続人全員が実印を押印し、全員の印鑑証明書の添付が必要です。 ※上記印鑑証明書に関しては、遺産分割協議書の作成前3か月以内又はその作成後に交付されたものが必要です。</p>	-
<input type="checkbox"/>	<p>◆相続関係説明図</p> <p>任意で相続関係説明図を提出できます。 ※相続関係説明図を提出した場合は、手続終了後、戸籍類（①及び③）を返却します。</p>	-
<input type="checkbox"/>	<p>◆法定相続情報一覧図</p> <p>任意で法定相続情報一覧図を提出できます。 ※法定相続情報一覧図を提出した場合は、①～③の書類を省略できます。 ※法定相続情報一覧図に、相続人の住所が記載されている場合は、相続人の住民票の添付を省略できます。</p>	法定相続情報一覧図の申出をした登記所（不動産登記窓口）
<input type="checkbox"/>	<p>◆相続放棄申述受理証明書</p> <p>相続人のうち、家庭裁判所の手続を経て相続放棄をした方がいる場合は必要です。</p>	家庭裁判所
お願い		
<p>供託書正本または供託通知書の添付は必要ありませんが、払渡請求書に供託番号を記入する際に必要ですので、窓口までご持参ください。</p>		

〈相続関係説明図の記載例〉

被相続人 法務太郎 相続関係説明図

最後の本籍 〇〇市〇〇町〇番地
最後の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
供託書上の住所 〇〇市〇〇町〇番地



* この「相続関係説明図」が提出された場合には、請求書に添付した戸籍謄本，除籍謄本を^{ふひょう} 手続完了後に希望があればお返しします。

被相続人（死亡した方）の供託書上の住所が，この「相続関係説明図」に記載した最後の住所（死亡した方の除住民票等の提出が必要です）と一致しない場合には，別途戸籍の附票など住所の移転の経緯が分かる書面を添付してください。ただし，本籍地と一致する場合は，不要です。

* これは，記載例ですので，下に線が引かれている部分を，内容に応じて書き直してください。